

八代市清掃等業務委託に係る最低制限価格制度事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、市が競争入札により業務委託の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるときにおける最低制限価格の取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項及び八代市競争契約入札心得（平成17年八代市告示第134号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 最低制限価格の設定の対象とする業務委託は、次に掲げる業務とする。

- (1) 建物等清掃業務
- (2) 建物等の保守管理業務
- (3) ごみ収集運搬業務
- (4) 樹木管理・除草業務
- (5) 給食調理業務
- (6) その他特に市長が認めるもの

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、1.00000から1.01000までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、八代市契約規則（平成17年八代市規則第178号）第13条に規定する入札の公告及び第21条に規定する通知に、最低制限価格を設定していることを記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、入札執行者は、政令第167条の10第2項の規定により、当該入札をした者を失格とする。

2 最低制限価格を設定した入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、このうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格を設定した入札があったときは、入札執行者は、その執行後において、最低制限価格を公表するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行し、平成24年4月1日以後に競争入札を行うものについて適用する。

附 則（平成３０年２月１３日財務部長専決）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八代市清掃等業務委託に係る最低制限価格制度事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に開札を行う競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に開札を行う競争入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要領は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八代市清掃等業務委託に係る最低制限価格制度事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に開札を行う競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に開札を行う競争入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。